

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

人と人、地域と地域の絆が深まる村づくり

2. 地域再生計画の作成主体の名称

長野県

長野県下伊那郡喬木村

3. 地域再生計画の区域

長野県下伊那郡喬木村の全域

4. 地域再生計画の目標

喬木村は長野県下伊那郡の北部、伊那谷を南北に流れる天竜川の東岸に位置し、北は豊丘村、東、南及び西は飯田市に隣接した地域であり、長野県庁からは 164.2km、下伊那郡の中核都市である飯田市へは 7km の距離にあります。

村の総面積は 66.62 k m²で、日本で最大規模といわれる天竜川河岸段丘上にあり、伊那山脈に源を発する小川川、加ヶ須川が谷間を流れる花崗岩の岩盤上にあります。このため、地勢は丘陵、溪谷が入り込む複雑な地形となっています。平坦地は天竜川、加ヶ須川、小川川に沿う一部と段丘上の台地で、その他の耕地は傾斜地にあります。耕地面積は総面積の 7.5%で、森林原野が 79.1%となっています。

また、当村には一級河川天竜川、森林等の恵まれた自然環境や原風景の残る農地が現存し、都市との交流拠点施設「交流研修センター」、「瀬戸の滝」、「禍誤除けの滝」、県天然記念物「菊目石」等の豊富な観光資源に恵まれています。

このような資源を活かし、村では第 4 次総合計画で「交流の輪をひろげ、たくましく躍動するむらづくり」を目指して、農村の原風景と地域資源を活用した村づくりを進めています。この取り組みの中で、役場から約 12km と最も遠い地区である大島地区では地域住民が農作業を協働で行い、農作業で収穫した農作物や山の自然の恵みである「松茸」や「ブルーベリー」を観光販売することにより、都市住民との積極的な交流を図っています。また、農業後継者がなく遊休農地となっている農地を有効利用したクラインガルデン（宿泊施設付農園）を導入し、豊富な資源を有効に活用した取り組みを行っています。このように、地域に活力を持たせ、地域の再生を目指していくことが今まさに必要とされています。

地域再生の取り組みを進める上で、地域内の各観光資源を結びつける道路網の未整備が大きな支障となっており、その整備が急務となっています。本計画においては、村内のそれぞれの地域を安全で容易に移動できるよう、重要路線である 1 級村道 200 号線の改良と、森林基幹道大島氏乗線の開設事業を実施することで、村内道路ネットワークの構築を図り、観光地への集客数の増加と交流人口の増加を目指すとともに、

荒廃する山林の景観林整備及び国土保全林整備にも期待ができ、総合的に地域の活性化を目指すものであります。

(目標 1) 農林業の振興と環境の保全育成

遊休荒廃農地減少 13.7% (2.92ha → 2.52ha)

(目標 2) 地域間 (大島・氏乗) のアクセス時間 50%短縮 (40分 → 20分)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

今後、村内への集客数と交流人口の増加を図るためには、それぞれの地域を安全で容易に移動できることが必要となってきます。1級村道200号線については、喬木村と飯田市・豊丘村を結ぶ幹線道路で、観光客が村へ流入する玄関口となっております。また、主要地方道伊那生田飯田線のバイパスとしての性格を有することから、交通量が開通当初の3,500台/日から現在は9,000台/日へと増加し、全体的に損傷が多くみられ、局部的な修繕では対処出来ない状況となっております。このため、増大する交通量に対応できるよう舗装修繕を行い、村の玄関口の整備を行います。

林道大島氏乗線は、景観整備のための間伐促進、グリーンツーリズム等農林業体験の実施のため開設が望まれています。また、氏乗地区側で建設が進められている三遠南信自動車道との連絡効果により県内外からの交流の活発化と地域の活性化を期待し、国道、県道、村道による効率的な道路ネットワークを構築するものであります。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

①道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市町村道：道路法に規定する市町村道に昭和61年9月26日に認定済み。
- ・林道：森林法による地域森林計画書（平成20年樹立）に路線を記載。

[施設の種類（事業区域）、実施主体]

- ・村道（喬木村） 喬木村
- ・林道（喬木村） 長野県

[事業期間]

- ・村道（平成23年度）、林道（平成22年度～26年度）

[整備量及び事業費]

- ・村道 L = 500 m 、林道 L = 750 m
- ・総事業費 388,000千円（うち交付金 194,000千円）

村道	18,000千円	（うち交付金	9,000千円）
林道	370,000千円	（うち交付金	185,000千円）

(5-3) その他の事業

「人と人、地域と地域の絆が深まる村づくり」を達成するためには、道路ネットワークの構築が必要不可欠であり、このことにより次のさまざまな事業展開が可能となり、地域発展に大きな効果を及ぼすものである。このような観点から、次の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ・ クラインガルデン（事業主体：喬木村）

遊休農地を利用し宿泊施設付農園として都市住民に貸し出し、土と触れ合ってもらい、地元住民との交流を図り、さらには農林家の収入の向上を図ることにより、地域に活力を見出していく。

- ・ イチゴ狩り（事業主体：NPOたかぎ）

1月中旬から5月下旬までの毎日、交流拠点施設である農村交流研修センターを窓口とし、村内に点在しているイチゴハウスで行っている。喬木村の春の風物詩として定着しており、喬木村の情報を全国へ発信するイベントとなっている。イチゴハウスへ間伐材等の木質ボイラー導入を開始し、エコ農業をPRしている。

- ・ グリーンツーリズム（事業主体：NPOたかぎ）

南信州観光公社を中心として体験修学旅行の受入を行っており、年間400人余りの学生が喬木村を訪れている。農作業体験や農家民泊を通じ農山村の生活を都会の子供に理解していただくとともに、将来はリピーター或いはIターン等で再度、喬木村を訪れていただけるよう誘客につなげる。

- ・ 観光スポットの有機的連携

村内にある「菊目石」や「矢筈公園」、「禍誤除けの滝」などをゆったりと散策し、自然を満喫し自然の醍醐味を味わっていただくコースを設定する。

6. 計画期間

平成22年度～26年度

7. 地域再生計画の目標達成に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに関係行政機関と地元住民からなる「地域再生協議会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うものとする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし